



第6章 計画の推進に向けて



1 計画の推進体制

地域福祉活動の主役は、地域に生活している町民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え合い、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取組だけでは不十分であり、町民との協働が不可欠となります。

また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域において活動する関係組織・団体、ボランティア、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、強いつながりを築くことが大切です。

(1) 町民の役割

一人ひとりが福祉に対する意識や理解を深め、地域社会の構成員の一員であることを自覚することが大切です。加えて、地域における福祉活動の担い手として、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参画することが望まれます。特に、元気な高齢者の方々には、現役時代に培った知識や経験を生かしながら、地域における福祉活動の大切な担い手として、積極的に参画することが期待されます。

(2) 地域の組織・団体の役割

地域における福祉課題に対しては、それぞれの地域の組織・団体が個々に活動するだけでなく、個々の組織・団体の特徴を生かし、お互いの連携を深めながら、その解決や改善に向けた活動を進めていくことが重要です。

また、ボランティア団体やNPO法人は、地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、町民への福祉活動にとどまらず、活動内容の町民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

(3) 福祉サービス事業者の役割

福祉や介護サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、町民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を生かした福祉情報の提供などに、積極的に取り組んでいくことが大切です。

また、今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、既に実施している事業の一層の充実や新たなサービスの創出、さらに、その人的、物的資源を生かしながら、町民が福祉活動へ参加するための支援などに取り組んでいくことが期待されます。

(4) 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を担う団体として、法令制度に定める福祉サービスの提供にとどまらない町民の立場に立ったサービスの提供や、地域福祉活動の情報発信、地域における福祉活動の組織化を推進する役割を担っています。それを果たすために、本計画に基づき、地域における福祉活動を担う地域に密着した組織・団体との連携の下、それぞれの地域の特性に応じた福祉活動を推進していくことが期待されます。

(5) 行政の役割

地域福祉の推進に当たり、行政には町民の福祉向上を目指して、各福祉施策を総合的に推進していく責務があります。それを果たすため、関係組織・団体などの役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図ります。また、町民の福祉ニーズを把握するとともに、各地区の特性に配慮した福祉施策の推進に努めます。

さらに、本計画の推進に加え、次期計画での位置づけを視野に入れ、地域課題を共有し、分野横断的な支援に取り組むための重層的支援体制の整備や協議の場づくりの方向性について、検討を進めます。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく地域福祉の取組を効果的かつ継続的に推進していくため、庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、計画の進捗管理を行っていきます。また、PDCAサイクルに基づき、必要に応じて取組の見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。

